

甲府市農業委員会 2月定例総会議事録

1. 日 時 令和3年2月26日（金曜日）午後3時00分から午後4時28分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 渡邊 初男 2番 小松 芳彦 3番 菊島 建 4番 池田 哲郎
5番 落合 洋子 6番 關野 登 7番 田中 由美 8番 後藤 良仁
9番 土屋 三千雄 10番 越石 和昭 11番 小澤 博 12番 山村 忠弘
13番 雨宮 洋文 14番 末木 瑞夫 15番 矢崎 正勝 16番 塚田 泰英

4. 欠席委員（0名）

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 石川 満
農地係 係 長 齊藤 欣也
係 長 青木 進
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について
議案第4号 令和3年2月告示分農用地利用集積計画について
議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 農地法第4条第1項の規定による届出について（許可不要）
報告第6号 耕作土搬入届出について

報告第7号 農用地利用集積計画の解約について

午後3時00分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、令和3年2月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会2月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、2月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により13番の両宮洋文委員と、14番の末木瑞夫委員のお二人にお願いしたいと思います。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、当該地区以外で疑問等がある場合は、個人情報等に注意しながら何なりとご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは早速議案の審議に入って参りますが、先月に引き続き農政課からの議案があります。本来ですと最後の議案となりますが、議事の運営の関係上、議案第5号として「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」、農政課の佐野係長、百瀬技師が説明に来ておりますので、先に議案第5号の審議から行います。それでは、説明をお願いします。

○農政課（佐野係長）

こんにちは。農政課振興係の佐野です。先月に引き続き、今月も貴重なお時間をいただきありがとうございます。今回の議案は昨年11月に農業経営基盤の強化の促進に関する県の基本方針が一部改正されたことを受け、本市も一部改正が必要となったため説明に伺いました。それでは早速担当の百瀬から説明いたします。

○農政課（百瀬技師）

農政課の百瀬です。よろしくお願いいたします。それでは説明に入ります。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、まず変更する理由ですが、令和2年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、山梨県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針が一部改正されたためです。

つぎに、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想ですが、根拠法令につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき市が定めるものとなっております。法律の趣旨になりますが、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することを目的に、①認定農業者制度、②認定新規就農者制度、③利用権設定等促進事業（農地の貸借の制度）などを位置づけしております。構想の趣旨になりますが、地域において農業者が効率的で安定的な農業経営を行うための経営規模や生産方式などの指標や担い手を育成するために必要な取組み、農地の利用集積などを県基本方針に即し、市が定めるということになります。

今回の主な改正点になりますが、まず第1の部分で、資料では変更案の1ページから4ページになります。こちらは農業経営基盤の強化の促進に関する目標について記載をさせていただいております。今回変更した内容になりますが、甲府市農業振興計画に沿った施策の追加になります。具体的にはプロフェーマーの育成、甲府ブランド認定制度の推進等について追記しております。つぎに県基本方針の改正に伴う施策の追加になります。具体的には4パーミルイニシアチブの取り組みの推進、輸出の促進、スマート農業の推進について新たに追加されましたので、追記しております。

つぎに、第2の部分になりますが、5ページから18ページまで14の指標を載せてあります。農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の対応等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標になります。こちらは「やまなし農業基本計画」という県の農業の目指す構想や実施する事業等を示しているものですが、県の標準経営モデルを参考に、今年の認定農業者の実態に合わせて記載しております。具体的には、甲府市の認定農業者の経営類型を調べて、県の経営指標を使用し目標である指標所得550万円を達成できるよう作成をしてあります。目標の550万円は、1ページに記載させていただいております。

つぎに、第3ですが、19ページから20ページになります。こちらは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項です。こちらは、令和5年度の目標値に修正してあります。県の基本方針も令和5年度の目標になりましたので、本市も合わせました。

つぎに、第4になります。農業経営基盤強化促進事業に関する事項です。21ページから31ページになります。この中で説明している別紙1と別紙2については、32ページから35ページになります。こちらは、事業の説明などになりますが、今回追加した内容については、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化することに伴う修正と、新たに農地中間管理事業と、人・農地プランの実質化について内容を追加してあります。改正の内容については、改正案の該当箇所に下線が引いてあります。

つぎに、4番の改正の手続きについて説明いたします。本日、農業委員会の皆様に意見聴取という形で説明させていただいておりますが、農業経営基盤強化促進法第2条で農業委員会、農業協同組合への意見聴取をすることになっており、改正に関して、農業委員会と県の同意をとり、同意が得られましたら、改正の決定を取って公告を行います。説明は以上です。

○議長（西名会長）

ただ今、農政課の百瀬技師から基盤強化の基本的な構想の変更について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありましたら、反映してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

柿嶋職務代理どうぞ。

○柿嶋職務代理

説明していただきましたが、私達農業委員は昨年8月に新たに委員になられた方も多く、主な改正点のところではプロファーマーの育成、甲府ブランドの認証制度、4パーミルイニシアチブの取り組みの推進について、もう少し詳しく説明していただきたいと思っております。

○議長（西名会長）

それでは、担当からもう少し細かく丁寧に説明をお願いします。

○農政課（百瀬技師）

《 『プロファーマーの育成について』 説明 》

《 『甲府ブランド育成制度について』 説明 》

《 『4パーミルイニシアチブの取り組みの推進について』 説明 》

○議長（西名会長）

ただ今、説明がありましたが、委員の皆さんご理解いただけたでしょうか。

プロファーマー、甲府ブランドのことについては、ある程度ご理解いただけていると思いますが、4パーミルイニシアチブについては、耳慣れない言葉だと思っておりますが、ゼロカーボンの農業版ということで、農業から出る不用になった剪定枝などの処理について、二酸化炭素を封じ込める方策を農業としてもやっていくということで、県が主導して推進をしていくということですが、いかがでしょうか。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

柿嶋職務代理どうぞ。

○柿嶋職務代理

これを変えることによって、甲府市の農業振興計画が何か変わりますか。

○農政課（百瀬技師）

甲府市の農業振興計画につきましては平成 30 年度に作成しました。方向性としては、農業振興計画に沿ったものとなっておりますが、新しく 4 パーミルイニシアチブについては、農業振興計画に触れていない部分になりますので、今後見直しのタイミングでその内容を入れるかどうか検討することになります。

○議長（西名会長）

はい、いかがでしょうか。

○柿嶋職務代理

わかりました。

○議長（西名会長）

他にいかがでしょうか。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

小松委員どうぞ。

○甲運地区委員（小松委員）

甲運の小松です。

プロファーマーの認定についてですが、認定農業者制度が現にありますがどんな違いなのでしょう。説明を受けたところ、補助を受けられるということですが、認定農業者もプロファーマーも同じように聞こえたのですが。

○議長（西名会長）

担当者から説明をお願いします。

○農政課（百瀬技師）

認定農業者とプロファーマーの違いは、認定農業者は効率的な農業経営を行っている方、プロファーマーは地域の農業を牽引して、稼ぐ農業を実践できる方をプロファーマーと位置付けています。農業機械の導入や農業施設の整備など市の補助を受けることができます。

○議長（西名会長）

小松委員、いかがでしょうか。

実は、農業振興計画ができた経過は、農業委員会が主体となって我々農業者の将来の農業像を行政と一体となって協議をして、県内では初めて策定されました。今の問題については、認定農業者は 250 名ほどいますが、その中でも地域の核となったり、モデルとなる農業者がいます。この方々が、地域の農業を活性化したり、リーダーシップをとっていただけるということで、売り上げが 2,000 万円を超える個人経営者が、本人が申請して、審査の上にプロファーマーとして認定します。この方々には経営の

拡大やもっと儲かる農業を実証していただくような行動をとっていただきたいと考えています。そのために、認定を受けると支援を受けることができます。現在は2名ですが今後は増えていくと思っています。よろしいでしょうか。

○甲運地区委員（小松委員）

分かりました。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

池田委員どうぞ。

○千塚地区委員（池田委員）

資料1 ページ目にある「本市農業が目指すべき姿として掲げている『まちと地域が共生する魅力ある農業都市』の実現」とありますが、この中で市街化区域内農地がどのように位置づけられているのでしょうか。私の家の畑は市街化区域内にあり固定資産税が高いという悩みがあります。全国的には都市農政基本法ができてから三大都市圏以外でも少数ですが生産緑地制度が長野市や浜松市や和歌山市などでも増えつつありますが、農政課としてどのようにお考えかお伺いできればと思います。

○議長（西名会長）

今の意見は、市街化区域内の農地を今後どのような形で位置付けるかということだと思います。

○農政課（佐野係長）

この問題については都市計画サイドの関係があり、昨年12月に所有者および耕作者に都市計画課からアンケート調査が出されたと思います。今までは、市街化区域内はどんどん開発ができたのですが、都市部の農業を残していくという考え方に切り替わっております。保水や災害避難などの部分や、都市計画区域内での米や野菜等の生産などの部分もあります。農政課としましては都市計画サイドの位置づけ、生産緑地などもあると思いますので、それらが決まってから農業振興計画でも示されておりますので、都市農業基本計画を策定する運びになると思います。

○議長（西名会長）

池田委員いかがでしょうか。

○千塚地区委員（池田委員）

分かりました。

○議長（西名会長）

従来ですと市街化区域内の農地はどんどん開発するんだという考えでしたが、人口減少や、都市部の緑地や農業生産基盤など市民の憩いの場となるということで、これを重要視する方向に転換しています。まだ生産緑地という位置づけはできていませんが、甲府市でも前向きに検討しているということで、ご理解をお願いします。

他にいかがでしょうか。

《 質問・意見無し 》

は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 3 号は決定してまいります。

つぎに、報告第 1 号から第 6 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 10 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。11 ページからは令和 3 年 1 月 16 日から令和 3 年 2 月 17 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から、報告第 1 号から第 6 号につきまして報告がありましたが、報告事項でするので、ご了承をお願いいたします。

つぎに、議案第 4 号令和 3 年 3 月告示分農用地利用集積計画についてですが、審議に先立ち、利用権設定の 27 番の案件は、私が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折には、退席しますので、この案件の時は、柿嶋職務代理と議長を交代いたします。

それでは議案第 4 号のうち、利用権設定の 27 番を除く案件について、事務局より説明してください。また、関連がありますので、報告第 7 号農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

振興係牧野です。説明に先立ちまして、議案書の修正がございます。議案書 21 ページ及び 22 ページの間に、机の上に事前に配布させていただきました令和 3 年 3 月告示農用地利用集積計画地区別集計表及び農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての議案書を追加してください。お詫びして訂正とさせていただきます。

それでは議案第 4 号の説明をいたします。追加配布の議案および議案書 22 ページ、

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。それでは、所有権移転 1 番の案件について、中道南地区の渡邊委員から補足説明をお願いします。

○中道南地区委員（渡邊委員）

別紙の所有権移転をご覧ください。先程事務局から説明があった通りで問題ありません。ご審議をお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の 1 番、2 番、16 番、17 番、33 番の案件について、甲運地区小松委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区委員（小松委員）

甲運の小松です。よろしく申し上げます。1 番、2 番の案件ですが、6 年前から農地の貸し借りをやっており、前回は承認を受けずに本人同士の農地の貸借だったのですが、今回は農地銀行を使っての貸借となります。農業については問題ありません。続いて 16 番、17 番の新規就農者ですが、事務局から説明があった通り〇〇〇〇を卒業し、実家でも農業をしており〇〇〇の事業者農家の作業場を借りて就農しました。農業指導を受けながら農業をするそうです。33 番の農地所有適格化法人は、再設定でありまして、法人の前から借りている方で問題ありません。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の 3 番の案件について、里垣地区矢崎委員から補足説明をお願いします。

○里垣地区委員（矢崎委員）

矢崎です。この案件は農地が山なので作っていた人が〇〇で耕作出来なくなって、新規就農者が借りてくれるということで期待しています。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の 20 番、21 番の案件について、大里地区菊島委員から補足説明をお願いします。

○大里地区委員（菊島委員）

大里の菊島です。この場所は以前、〇がやっていたのですが、家庭の事情で〇〇〇〇が後を継ぐことになりました。〇〇〇〇の所には 3 人ほどお手伝いが来ていて、私も家が近いので相談に乗っています。今後楽しみなグループです。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の 22 番、23 番の案件については、山城地区で私が担当ですので

さい。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第 7 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは、次は私の案件ですので、しばらく議長を柿嶋職務代理に交代します。柿嶋職務代理には、よろしくをお願いします。

【 西名会長 退席 】

【 議長交代 】

○代理議長（柿嶋職務代理）

先ほどお話のあった通り、会長案件ですので、会長は一度退席します。

会長退席の間は、私が議長を務めます。

それでは、議案第 4 号のうち、利用権設定の 27 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 33 ページ 27 番をご覧ください。貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○代理議長（柿嶋職務代理）

事務局から説明が終わりました。

これより質疑に入ります。皆様から質問や意見はありますか。

《 質問・意見無し 》

○代理議長（柿嶋職務代理）

それでは、採決をいたします。

議案第 4 号、27 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○代理議長（柿嶋職務代理）

ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、西名会長はご着席をお願いします。

【 西名会長 着席 】

【 議長交代 】

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、特別何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

特別ないようでございます。お陰様でコロナウイルス感染予防のため、皆様の円滑なるご協力で、短時間で終わることができました。ご協力に感謝申し上げます。

午後 4 時 28 分 閉会